

29警隊LPS-V23208-1

令和2年 4月 1日

外注整備共通仕様書

(市販型車両)

航空自衛隊奥尻島分屯基地

共通仕様書目次

1 総則	3	
1.1 適用範囲	3	
1.2 用語の定義	3	
1.3 関連文書	4	
2 役務に関する要求事項	4	
2.1 一般	4	
2.2 整備作業の種類	5	
2.3 作業内容	5	
2.4 部品・材料	7	
2.5 機能・性能	7	
2.6 作業の中止	7	
3 品質保証	7	
3.1 品質管理	7	
3.2 品質保証資料	7	
3.3 監督・検査	8	
4 その他の指示	8	
4.1 提出書類	8	
4.2 附属品・予備品	8	
4.3 補給手続	8	
4.4 保証	8	
4.5 安全管理	9	
4.6 環境対策	9	
4.7 技術協力	9	
4.8 仕様書の疑義	9	
別表	10	
優良部品一覧表	10	
別紙様式第1	車両作業用紙（一般車両）	11
別紙様式第2	車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両）	13
別紙様式第3-1	必要部品及び修理要領明細書	15
別紙様式第3-2	必要部品及び修理要領明細書	16
別紙様式第4-1	官給材料使用明細書	17
別紙様式第4-2	官給材料使用明細書	18
別紙様式第5-1	材料使用明細書	19
別紙様式第5-2	材料使用明細書	20
別紙様式第6	回収品リスト	21
別紙様式第7-1	修理不能品発生（見込み）報告書	22
別紙様式第7-2	計算内訳資料	23
別紙様式第8	搬出入時車両器材等員数表	24
別冊	車両等検査要項	

奥尻島分屯基地仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	共通仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	外注整備共通仕様書 (市販型車両)	29警隊LPS-V23208-1	
		承認	平成28年 2月22日
		作成	平成28年 2月22日
		改正	令和 2年 4月13日
		作成部隊等名	第29警戒隊

1 総則

1.1 適用範囲

- a) この仕様書は、第29警戒隊が行う市販型車両（以下「車両等」という。）の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。
- b) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1.2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は、次による。

- a) 個別TO等 個別TO等とは、次に示すものをいう。
 - 1) 当該車両に適用する技術指令書（J.T.O.）
 - 2) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、オーバーホール指導書、修理書、整備基準、部品目録及び図画等で、整備作業の基準となるもの。）
- b) 車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（以下、「車両等整備基準」という。）の第1-2表に示す車両及び構成品、部品、付属品及び予備品をいう。
- c) 修理不能 修理不能とは、修理に必要な部品材料（官給品を含む。）及び役務費を含む総費用が新品取得価格の65%以上となる場合
- d) 契約担当官 契約担当官とは、千歳基地第2航空団会計隊長又は契約担当官代理をいう

品　　名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
------	------------------

- e) 監督　監督とは、契約の適正な履行を確保するため契約相手方の履行途中において、契約の要求事項に適合するか否かを確認することをいう。
- f) 検査　検査とは、契約装備品等の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1.3 関連文書

次の文書等は、この仕様書に規定する範囲内においてこの仕様書の一部をなすもの又はこの仕様書を更に理解するため参考となるものであり、特に版を指定するもの以外は入札書又は見積の提出時における最新版とする。

- a) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- b) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- c) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- d) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- e) 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）
- f) 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）
- g) 自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）
- h) 自動車の点検及び整備に関する手引（昭和58年運輸省告知第123号）
- i) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）
- j) 航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）
- k) 航空自衛隊技術指令書制度（J.T.O. 00-5-1）
- l) 航空自衛隊調達規則（JA FR 124）
- m) 航空自衛隊物品管理補給手続（JA FR 125）
- n) 航空自衛隊装備品等共通整備基準（J.T.O. 00-10-1）
- o) 航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O. 00-10-9）
- p) 車両等の塗装及び標識（J.T.O. 36-1-3）
- q) 車両等の防錆処置要領（J.T.O. 36-1-52）
- r) 優良部品の採用について（空幕調達第275号 40.11.8）

2 役務に関する要求事項

2.1 一般

整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとする。また、整備作業の実施に関しては、車両等の特性及び状態を考慮し、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。

2.2 整備作業の種類

契約相手方の行う整備作業の種類は、次に示すもののうちから個別仕様書で指定

品　　名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
------	------------------

する。

- a) 定期検査整備 定期検査整備は、航空自衛隊車両等整備基準に定める I 検査又はM検査について次の工程の作業を実施する。ただし、2)及び3)の作業については、定期検査で分解を要求される部位を除き、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準（以下、「訓令保安基準」という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）と認められる場合は、その状態を契約担当官に報告し、承認を得た後に実施するものとする。
 - 1) 定期検査
 - 2) 分解検査
 - 3) 修理等
- b) 定期点検整備 定期点検整備は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3か月、6か月、12か月、24か月）を次の工程に従い実施するものとする。ただし、2)及び3)の作業については、定期点検で分解を要求される部位を除き、道路運送車両法の保安基準（以下、「車両法保安基準」という。）に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を契約担当官等に報告し、承認を得た後に実施するものとする。
 - 1) 定期点検
 - 2) 分解検査
 - 3) 修理等
- c) 附帯作業 附帯作業は、車検等関連整備（保安確認検査、ヘッドライト光軸調整、エンジン・下回り洗浄、下回り塗装、ブレーキ清掃、ブレーキフルード交換）、故障診断機による機能検査及び発注書に要求した作業を実施するものとする。

2.3 作業内容

この仕様書の2.2に示す工程は、個別仕様書で特に規定するほか、次により実施しなければならない。

- a) 定期検査 定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準に定める I 検査又はM検査についての手順に従い目視点検、機能点検又は計測の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準に定める車両作業用紙（一般車両、施設、荷役その他の車両等）（別紙様式第1又は第2）に記録するものとする。
- b) 定期点検 定期点検は、自動車点検基準、自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、目視点検、機能点検又は計測の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認（定期点検に必要な一部分解を含む。）するとともに、結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿に記録する。
- c) 分解検査 分解検査は、定期検査若しくは定期点検の結果判明した要修理箇所を検査するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

用する個別T.O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品及び材料（以下部品等という。）を判定する。なお個別仕様書で示す以外に、整備作業が必要な場合は、その結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第3-1、3-2）又は、必要部品及び修理要領明細書と同等の内容を確認できる契約相手方が定めた書類に記録し、契約担当官に提出するものとする。

- d) 修理等 修理等は、c)の結果に基づき、修理範囲の決定した部位、部品等について車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため次の作業を行うものとし、関係法令等（公害関係法令等）にかかるものについては、当該法令等にしたがって実施するものとする。
 - 1) 交換 交換は、c)で要交換と判定された部品等を2.4により交換するものとする。また、交換した部品等が官給品の場合は、官給材料使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）に、契約相手方準備の場合は、材料使用明細書（別紙様式第5-1及び5-2）又は相手方が定めた書類に記録するものとする。
 - 2) 加工 加工は、要修理部位を交換することなく、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行うものとする。
 - 3) 機能検査 機能検査は、部品等の性能（機能）を作業工程中に確認する必要があるものについて、計測器及び試験器を用いて性能（機能）の確認を行うものとする。
 - 4) 組立・調整 組立・調整は、c)で使用可能品と判断されたもの又は1)及び2)により修復した部品等を車両等が規定の性能を得るために適正な手順及び方法により組み立てを行い、必要に応じて各部を調整するものとする。
 - 5) 潤滑 潤滑は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油するものとする。
- e) 塗装等
 - 1) 防鏽、塗装及び標識 塗装及び標識は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の塗装及び標識並びに車両等の防鏽処置要領に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官の指示を受けるものとする。
 - 2) 塗色 塗色は、車両等の塗装及び標識による。ただし、部分塗装を実施する場合には、周辺の塗色に極力一致させるものとする。

2.4 部品・材料

- a) 整備作業に必要な部品等は、個別仕様書で特に指定する場合を除き官給品とする。

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

- b) 使用する部品等の規格は、原則として製造会社の純正部品、優良部品（別表）及び日本産業規格品（J I S）とする。
- c) 契約相手方は官給部品等について不具合を発見した場合は、速やかに契約担当官に報告する。
- d) 交換した旧部品は、回収品リスト（別紙様式第6）により完成納入時に官側に返納する。
- e) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、これらの部品を活用し、修理費節減を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲内とする。

2.5 機能・性能

車両等の整備後の機能及び性能は、個別仕様書に特に規定がある場合を除き次に示す基準に適合しなければならない。

- a) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令に定める保安基準、道路運送車両法の保安基準及び自動車点検基準
- b) 個別T O等に示す

2.6 作業の中止

次に示す場合は、作業を一時中止し、契約担当官に申し出て契約担当官の指示を受けるものとする。

- a) 車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業の必要がある場合。
- b) 当該車両等が整備作業中に修理不能に該当すると判明した場合は、修理不能品発生（見込）報告書及び計算内訳資料（別紙様式第7-1及び7-2）を作成し契約担当官に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 品質管理

車両等が要求事項に適合していることを確認するために使用する計測器及び試験装置は関連法の規定に基づき定期的に整備されていなければならない。

3.2 品質保証資料

契約相手方は、2.5を満たすよう2.3により作業し作成した結果等を品質保証資料として官に提出するものとする。また、これらの写しを契約が完了した会計年度の翌年度の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならぬ。

3.3 監督・検査

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

監督・検査は、契約担当官の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。また、検査結果不合格の場合は、遅滞なく再整備を実施し検査を受けるものとする。

4 その他の指示

4.1 提出書類

契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。

- a) 車両作業用紙（別紙様式第1又は2）又は定期点検整備記録簿
- b) 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第3-1及び3-2）
- c) 官給材料使用明細書（別紙様式第4-1及び4-2）
- d) 材料使用明細書（別紙様式第5-1及び5-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類
- e) 回収品リスト（別紙様式第6）
- f) 修理不能品発生（見込）報告書及び計算内訳資料（別紙様式第7-1及び7-2）
- g) 搬出入時車両器材等員数表（別紙様式第8）
- h) その他契約担当官の指示するもの。

4.2 附属品・予備品

附属品・予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。

4.3 補給手続き

補給上の手続きについては、個別仕様書で特に規定した場合を除き次による。

- a) 車両等の搬入及び搬出
 - 1) 車両等の搬入及び搬出場所が奥尻島内の場合は、官側において実施する。
 - 2) 搬入及び搬出場所が奥尻島外の場合は、契約相手方の責任において実施するものとする。
- b) 官給品の請求手続き
- c) 交換した旧部品の返納処置

4.4 保証

契約相手方は、次に示す保証を行なわなければならない。

- a) 車両等の搬入及び搬出が契約相手方の責任において実施される場合、契約相手方は自動車保険（自動車損害賠償責任保険及び対人賠償責任保険）に加入する等、保証に必要な措置を講じなければならない。
- b) 車両等の引き渡しから引き取りの間の一切の保管責任は、契約相手方の責任と

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
-----	------------------

する。

- c) 整備期間中における契約相手方の過失その他により生じた損害は、契約相手方の負担とする。

4.5 安全管理

契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、その他事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

4.6 環境対策

契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、環境基本法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）等に基づき可能な限り環境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない等、不具合が生じた場合は官側と調整するものとする。

4.7 技術協力

契約相手方は、次に示す場合には官に技術等の協力をしなければならない。

- a) 納入品等の不具合等（異状報告）に関し、発生した不具合の原因対策及び処置について官から依頼された場合
b) その他、官から資料等の提出又は、提示等の要求があった場合

4.8 仕様書の疑義

契約相手方は、この仕様書について疑義が生じた場合は、官側に申し出て協議するものとする。

別表

優良自動車部品一覧表（空幕調達第 275 号(40.11.8)）

No.	品名	指定銘柄	備考
1	ファンベルト	三ツ星ゴム 横浜ゴム 東海ゴム プリジストンタイヤ バンドー化学 高砂ゴム 純正各社	
2	スパークプラグ	日本特殊陶業 日立製作所 日本電装 純正各社	
3	ランプ	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 山口部品 井上化学 大同用品 スタンレー電気 ライフ電気 東芝電気 純正各社	
4	ミラー	同 上	
5	ライト	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 白光舎 大同用品 純正各社	
6	ワイパー	朝日製作所 田中計器 三ツ葉電機 マルエス製作所 生井工業 自動車電機 純正各社	
7	ホーン	今仙電気 丸八電気 三ツ葉電機 宮本警報機 日本電装 純正各社	
8	方向指示器	アボロ工業 新日邦 純正各社	
9	ホール・ローラーベアリング (専用ベアリングを除く)	日本精工 東洋ベアリング 光洋精工 不二越鋼材 東京ベアリング 大阪ベアリング 純正各社	
10	ガラス	旭ガラス 日本板ガラス 石塚特殊ガラス 藤原工業㈱ ㈱藤原工業所 セントラル硝子 純正各社	
11	ライニング (同リベットを含む)	東京石綿 喫ブレーキ工業 日清紡績 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 日本ブレーキライニング 純正各社	ふそう、日野、日産ディーゼル を除く
12	フェーシング	同上	同 上
13	エキゾーストパイプ	泰精板鉄工所 宝栄工業 喫機械 神谷プレス 東京シヤリング 純正各社	同 上
14	マフラー	泰精板鉄工所 宝栄工業 大栄鉄工所 喫機械 神谷プレス 東京シヤリング 市川金属工業 純正各社	同 上
15	コイル	日本電装 特殊変圧器 日立製作所 阪神変圧器 純正各社	トヨタ、いすゞ、ふそう、日野、 日産ディーゼルを除く
16	エレメント	東洋エレメント 東京濾器 土屋製作所 国産機器 日本濾過器 日本化工 ピーコックエレメント 山信工業 星高工業 純正各社	紙製の燃料、オイル、エア・フィルタのみ 但し、 いすゞV010-13240-001(陸自番号G20001- 0112-006)ふそう、日野、日産ディーゼルを除く

車両作業用紙 (一般車両)								整備作業チェック記号					
車種				検査の種類	I <input checked="" type="checkbox"/> M <input checked="" type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>								
自動車番号				所属部隊									
開始日付				完了日付									
点検項目				記	備考	点検項目				記	備考		
I. かじ取り装置								1.タイヤの状態					
1.ハンドルの操作具合								(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)				<input checked="" type="checkbox"/>	
2.ステアリング・ギヤボックスのオイル漏れ								(2) タイヤの亀裂、損傷				<input type="checkbox"/>	
3.ステアリング・ギヤボックスの取付けの緩み								(3) タイヤの溝の深さ、異常磨耗				<input type="checkbox"/>	
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷								* タイヤの溝の深さ				<input type="checkbox"/>	
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷													
6.ステアリング・ナックル連結部のがた													
7.ホイール・アライメント													
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷													
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量													
10.パワー・ステアリング・装置の取付けの緩み													
II. 制動装置								2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み				<input type="checkbox"/>	
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間								3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷				<input type="checkbox"/>	
2.ブレーキのきき具合								4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷				<input type="checkbox"/>	
3.バーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ								5.フロント・ホイール・ペアリングのがた				<input type="checkbox"/>	
4.バーキング・ブレーキの効き具合								6.リヤ・ホイール・ペアリングのがた				<input type="checkbox"/>	
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態								IV. 緩衝装置					
6.リザーバ・タンクの液量								1.リーフ・スプリングの損傷				<input type="checkbox"/>	
7.ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷								2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷				<input type="checkbox"/>	
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷								(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング、バンド				<input type="checkbox"/>	
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷								(2)スプリング、プラケットの取付部				<input type="checkbox"/>	
10.ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク								(3)リーフスプリング・ピンなど連結部				<input type="checkbox"/>	
								(4)トルク・ロッド (ラジアス・ロッド) の連結部				<input type="checkbox"/>	
								3.コイル・スプリングの損傷				<input type="checkbox"/>	
								4.コイルサスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷				<input type="checkbox"/>	
								(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット				<input type="checkbox"/>	
								(2)サスペンションの各連結部のがた				<input type="checkbox"/>	
								(3)サスペンション各部の損傷、ボルジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷				<input type="checkbox"/>	
11.ブレーキ・チャンバーの機能								5.エア・サスペンションのエア漏れ				<input type="checkbox"/>	
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能								6.エア・サスペンションのペローズの損傷				<input type="checkbox"/>	
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり								7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷				<input type="checkbox"/>	
14.ブレーキ倍力装置の機能								8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能				<input type="checkbox"/>	
15.ブレーキ・カムの摩耗								9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				<input type="checkbox"/>	
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間								V. 動力伝達装置					
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗								1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間				<input type="checkbox"/>	
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								(1)クラッチペダルの遊び				<input type="checkbox"/>	
19.パック・プレートの状態								(2)レリーズ・フォーク先端の遊び				<input type="checkbox"/>	
20.ブレーキ・ディスクとパッドのすき間								(3)クラッチペダルの床板とのすき間				<input type="checkbox"/>	
21.ブレーキ・パッドの摩耗								2.クラッチの作用				<input type="checkbox"/>	
								3.クラッチ液の量				<input type="checkbox"/>	
								4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ				<input type="checkbox"/>	
								5.トランスミッション、トランスファのオイル量				<input type="checkbox"/>	
								6.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み				<input type="checkbox"/>	
22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷								7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷				<input type="checkbox"/>	
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み								8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト締手部のがた				<input type="checkbox"/>	
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間								(1)スライド部の摩耗によるがた				<input type="checkbox"/>	
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗								(2)自在締手部の摩耗によるがた				<input type="checkbox"/>	
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ペアリングのがた				<input type="checkbox"/>	
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能								10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量				<input type="checkbox"/>	
III. 走行装置													

別紙様式第1 (2/2)

VI. 電気装置						5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷	
1.スパーク・プラグの状態						6.触媒等の排出ガス減少装置の取付の緩みと損傷	
2.点火時期						7.二次空気供給装置の機能	
3.ディストリビュータのキャップの状態						8.排気ガス再循環装置の機能	
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食						9.減速時排気ガス減少装置の機能	
5.電気配線の接続部の緩みと損傷						10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態	
VII. 原動機						IX. 附属装置等	
1.低速と加速の状態						1.ホーンの作用	
2.排気の状態						2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	
C O		H C		黒煙		3.デフロスターの作用	
3.エア・クリーナ・エレメントの状態						4.施錠装置の作用	
4.エア・クリーナの油の汚れと量						5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付の緩みと損傷	
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態						6.マフラの機能	
6.エンジン・オイル漏れ						7.火花防止装置の状態	
7.燃料漏れ						8.エア・タンクの凝水	
8.ファン・ベルトの緩みと損傷						9.エア・コンプレッサの機能	
9.冷却水漏れ						10.ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能	
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置						11.非常口の扉の機能	
1.メターリング・バルブの状態						12.車枠、車体の緩みと損傷	
2.プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷						13.連結装置のカブラの機能と損傷	
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷						14.連結装置のピントル・フックの摩耗、亀裂、損傷	
4.チャコール・キャニスターの詰まりと損傷						15.シート・ベルトの状態	
						16.開扉発車防止装置の機能	
						17.シャシ各部の給油脂状態	

付記又は特記事項

整備員印		検査員印		整備幹部印		整備部隊等の長印	
------	--	------	--	-------	--	----------	--

車両作業用紙（施設、荷役その他の車両等）								整備作業チェック記号						
車種				検査の種類	I <input checked="" type="checkbox"/> M <input checked="" type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/>			良好 <input type="checkbox"/>	T 締付					
自動車番号				所属部隊				要調整 <input checked="" type="checkbox"/>	C 清掃					
開始日付				完了日付				要取換 <input checked="" type="checkbox"/>	L 給油					
点検項目				記	備考	分解したら記号を○で囲む								
I. かじ取り装置								点検項目						
1.ハンドルの操作具合				記	備考	1.タイヤの状態								
2.ステアリング・ギヤボックスのオイル漏れ								(1) タイヤの空気圧 (スペア・タイヤ含む)	<input checked="" type="checkbox"/>					
3.ステアリング・ギヤボックスの取付けの緩み								(2) タイヤの亀裂、損傷	<input checked="" type="checkbox"/>					
4.ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷								(3) タイヤの溝の深さ、異常磨耗	<input checked="" type="checkbox"/>					
5.ボール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷								* タイヤの溝の深さ						
6.ステアリング・ナックル連結部のがた								前輪	前左 mm 右 mm	前右 mm 後 mm	後輪	左 mm 右 mm	前左 mm 右 mm	前右 mm 後 mm
7.ホイール・アライメント								前輪	前左 mm 右 mm	前右 mm 後 mm	後輪	左 mm 右 mm	前左 mm 右 mm	前右 mm 後 mm
8.パワー・ステアリング・ベルトの緩みと損傷								2.ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み				<input checked="" type="checkbox"/>		
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量								3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
10.パワー・ステアリング・装置の取付けの緩み								4.リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
II. 制動装置								5.フロント・ホイール・ペアリングのがた				<input checked="" type="checkbox"/>		
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏み込んだときの床板とのすき間								6.リヤ・ホイール・ペアリングのがた				<input checked="" type="checkbox"/>		
2.ブレーキのきき具合								IV. 緩衝装置				<input checked="" type="checkbox"/>		
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ								1.リーフ・スプリングの損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
4.パーキング・ブレーキの効き具合								2.リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた、損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態								(1)リーフ・スプリングのUボルト、スプリング、バンド				<input checked="" type="checkbox"/>		
6.リザーバ・タンクの液量								(2)スプリング・ブラケットの取付部				<input checked="" type="checkbox"/>		
7.ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷								(3)リーフスプリング・ピンなど連結部				<input checked="" type="checkbox"/>		
8.ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷								(4)トルク・ロッド (ラジアス・ロッド) の連結部				<input checked="" type="checkbox"/>		
9.ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷								3.コイル・スプリングの損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
10.ブレーキ・チャンバ・ロッドのストローク								4.コイルサスペンションの取付部、連結部の緩み、がた、損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
								(1)サスペンションの各取付ボルト、ナット				<input checked="" type="checkbox"/>		
								(2)サスペンションの各連結部のがた				<input checked="" type="checkbox"/>		
								(3)サスペンション各部の損傷、ボルジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
11.ブレーキ・チャンバの機能								5.エア・サスペンションのエア漏れ				<input checked="" type="checkbox"/>		
12.ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能								6.エア・サスペンションのペローズの損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
13.ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり								7.エア・サスペンションの取付部、連結部の緩みと損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
14.ブレーキ倍力装置の機能								8.エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能				<input checked="" type="checkbox"/>		
15.ブレーキ・カムの摩耗								9.ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
16.ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間								V. 動力伝達装置				<input checked="" type="checkbox"/>		
17.ブレーキ・シューの摺動部分及びライニングの摩耗								1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間				<input checked="" type="checkbox"/>		
18.ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								(1)クラッチペダルの遊び				<input checked="" type="checkbox"/>		
19.バック・プレートの状態								(2)レリーズ・フォーク先端の遊び				<input checked="" type="checkbox"/>		
20.ブレーキ・ディスクとパッドのすき間								(3)クラッチペダルの床板とのすき間				<input checked="" type="checkbox"/>		
21.ブレーキ・パッドの摩耗								2.クラッチの作用				<input checked="" type="checkbox"/>		
								3.クラッチ液の量				<input checked="" type="checkbox"/>		
22.ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷								4.トランスミッション、トランスファのオイル漏れ				<input checked="" type="checkbox"/>		
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付の緩み								5.トランスミッション、トランスファのオイル量				<input checked="" type="checkbox"/>		
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングのすき間								6.プロペラ・シャフト、ドライブシャフトの連結部の緩み				<input checked="" type="checkbox"/>		
25.センタ・ブレーキのライニングの摩耗								7.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂と損傷				<input checked="" type="checkbox"/>		
26.センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷								8.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト総手部のがた				<input checked="" type="checkbox"/>		
27.油圧式二重安全ブレーキ機構の機能								(1)スライド部の摩耗によるがた				<input checked="" type="checkbox"/>		
III. 走行装置								(2)自在総手部の摩耗によるがた				<input checked="" type="checkbox"/>		
								9.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ペアリングのがた				<input checked="" type="checkbox"/>		
								10.デファレンシャルのオイル漏れ、オイル量				<input checked="" type="checkbox"/>		

VI. 電気装置						12.車枠、車体の緩みと損傷		
1.スパーク・プラグの状態						13.連結装置のカブラの機能と損傷		
2.点火時期						14.連結装置のピントル・ブックの摩耗、亀裂、損傷		
3.ディストリビュータのキャップの状態						15.シート・ベルトの状態		
4.バッテリのターミナル部の緩みと腐食						16.開扉発車防止装置の機能		
5.電気配線の接続部の緩みと損傷						17.シャシ各部の給油脂状態		
VII. 原動機						X. 施設、荷役、その他の車両		
1.低速と加速の状態						1. キャリッジ		
2.排気の状態						2. 操作レバー — リフト、チルト		
C O		H C		黒 煙		3. チェン — リフト、ドライブ		
3.エア・クリーナ・エレメントの状態						4. ケーブル — ウィンチ、ホイスト		
4.エア・クリーナの油の汚れと量						5. シリンダ — リフト、チルト		
5.シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態						6. 油圧ポンプ		
6.エンジン・オイル漏れ						7. 一般漏えい — 油、水、空気		
7.燃料漏れ						8. 旋回機構		
8.ファン・ベルトの緩みと損傷						9. マスト本体、ブーム		
9.冷却水漏れ						10.安全クラッチ、減速機構		
VIII. ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置						11.ドラム		
1.メターリング・バルブの状態						12.昇降機構		
2.プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷						13.コンミューター・ブラン		
3.燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷						14.コントローラ		
4.チャコール・キャニスターの詰まりと損傷						15.パワー・テーク・オフ		
5.燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷						16.索導器		
6.触媒等の排出ガス減少装置の取付の緩みと損傷						17.クレーンアタッチメント		
7.二次空気供給装置の機能						18.キャタピラ		
8.排気ガス再循環装置の機能						19.排土版、スクレーパ		
9.減速時排気ガス減少装置の機能						20.フィフスホイール		
10.一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態						21.補助脚		
						22.キング・ピン—摩耗、破損、カブラ結合箇所		
IX. 附属装置等						XI. かく座機収容機材		
1.ホーンの作用						1.操向装置		
2.ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用						2.操向アライメント		
3.デフロスターの作用						3.クレーン・エンジン		
4.施錠装置の作用						4.クレーン電気系統		
5.エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付の緩みと損傷						5.補助脚		
6.マフラの機能						6.通話装置		
7.火花防止装置の状態								
8.エア・タンクの凝水								
9.エア・コンプレッサの機能								
10.プレッシャ・レギュレーター、アンローダ・バルブの機能								
11.非常口の扉の機能								
付記又は特記事項								
整備員印			検査員印			整備幹部印		整備部隊等の長印

必要部品及び修理要領明細書

調達要求番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術図書

No. _____ 発刊年月日 _____

会社名

印

監督官名

印

確認年月日

注：適用技術図書は本表作成に使用した J.T.O. (日付を含む。) のみ記載する。

別紙様式第3-2

1 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品、補充部品及び機械加工、板金等の作業、改造時の特殊工程作業を記入する。

2 備考欄には修理箇所の程度を記入する。

別紙様式第4-1

官給材料使用明細書		提出会社 及び 作成者			監督官等 確認印		提出 番号		頁
調達要求番号				契約品名		明細書作成対象品名・数量			
契約番号(年月日)									
項目番号	物品番号	部品番号	品名	単位	数量	金額	備考		

別紙様式第4-2

貢

別紙様式第5-1

別紙様式第5-2

頁

回 収 品 リ ス ト

別紙様式第6

修理不能品（見込）報告書

航空自衛隊
第2航空団
契約担当官殿

住所

会社名

代表者名

印

調達要求番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約について、修理限度額超過が見込まれますので指示されたく報告します。

監督官確
認

年月日

階級

氏名

印

注：別紙様式第7-2の計算内訳資料を添付するものとする。

計算内訳資料

1	品 名	
2	物 品 番 号	
3	数 量	
4	取 得 價 格	
5	一 連 番 号	
6	直 接 材 料 費 加 工 費 直 接 経 費	
	(製 造 原 價) 一 般 管 理 費	
	(總 原 價) 支 払 利 子 利 益 梱包・輸送費	
	(修 理 費)	
7	官 紿 部 品	
8	總 修 理 費	
9	(8 ÷ 4) (%)	
10	摘 要	

搬出入時車両器材等員数表									
調達要求番号				契 約 番 号					
差出部隊名									
物 品 番 号									
車両器材名									
一連番号									
車体番号									
型 式									
原動機番号									
搬入年月日				搬 出 年 月 日					
搬入時走行量				搬出時走行量					
搬入時燃料				搬出時燃料					
No	品 名		現数	状態	No	品 名		現数	状態
1	自動車検査証				1	自動車検査証			
2	エンジンキー				2	エンジンキー			
3	非常用信号用具				3	非常用信号用具			
4	工 具 一 式				4	工 具 一 式			
5	ジャッキ一式				5	ジャッキ一式			
6	スペアタイヤ				6	スペアタイヤ			
7	消 火 器				7	消 火 器			
立会者		印			立会者	印			
検査員		印			検査員	印			